

共済広報 かごしま

第97号

平成 29 年9月15日発行

編集・発行

公立学校共済組合鹿児島支部

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育庁総務福利課内



龍郷町

PR・観光戦略部広報課提供

内容についてのお問い合わせは

(直通)

・099-286-5205・5206

・099-286-5207 (福利厚生等相談)

(代表)

・099-286-2111

(内線)

・厚生係…5214・5215・5216

・福利係…5217・5218・5219

・年金給付係…5220・5221・5222

ご家族の皆さんでご覧ください。

ホームページ

<http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>

鹿児島支部のホームページには共済広報かごしま等の刊行物、各種手続きのご案内など皆様に役立つ情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

目次

各種制度改正	1
厚生事業見直しに係る提案・意見の募集について	2
知っておきたい貸付情報	6
知っておきたい年金情報	7
ちょっといんふお	9
各種相談窓口のご案内	10
ヘルスアドバイス	11
特定健康診査について	12
ホテルウェルビューかごしま	
おすすめ簡単レシピ	13
クイズ de 賞品 GET !	13
ホテルウェルビューかごしまの利用券が当たる!	
九州の公立共済やすらぎの宿	14
ホテルウェルビューかごしま	15

各種制度改正

厚生年金保険料率の引上げについて

—平成29年9月1日から—

福利係

組合員が負担する厚生年金の保険料率が、平成29年9月から次の表のとおり引き上げられました。

■厚生年金の保険料率(組合員負担分)

	平成29年8月まで	平成29年9月から
毎月給与と 期末勤勉手当に係る割合	1,000分の88.16	1,000分の89.93

* 上記表に掲げる率は、労使全体の率(平成29年8月以前は1,000分の176.32、平成29年9月以後は1,000分の179.86)を事業主(地方公共団体等)と折半した率です。

* 現在は、公務員と民間企業に勤務する者では厚生年金の保険料率は異なりますが、今後は法律で規定されているスケジュールに基づいて毎年段階的に引き上げられ、平成30年9月に民間企業に勤務する者と同じ率に統一されます。

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額の変更について

—平成29年8月1日から—

年金給付係

平成29年8月1日以後の休業期間に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が次のとおり変更されました。

詳細につきましては、所属所長あて通知(平成29年8月9日付け公共鹿第348号「育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額の変更について」)をご覧ください。

区 分		給付上限日額	
		変更前 (平成29年7月の休業日まで)	変更後 (平成29年8月の休業日から)
育児休業 手当金	下記期間経過後の期間 (給付割合100分の50を適用)	9,647円	10,165円
	育児休業を取得した期間が通算 して180日に達するまでの期間 (給付割合100分の67を適用)	12,927円	13,622円
介護休業手当金		14,207円	14,992円